

指定地域密着型サービス事業者の指定について

- 1 事業主体
 - ・法人名称 株式会社mik japan
 - ・法人所在地 大阪市旭区千林二丁目11番24号
 - ・代表者職氏名 薄井 英司
- 2 サービスの種類 地域密着型通所介護
- 3 事業所の名称 ミック健康の森 茨木
- 4 事業所の所在地 茨木市沢良宜西一丁目18番3号 サンハート南茨木Ⅲ 1階
南圏域
- 5 事業開始年月日 令和7年8月1日
- 6 利用者数 利用定員（1日） 10人（1単位目10人、2単位目10人）
- 7 構造及び面積 鉄骨造3階建（1階部分）
 - ・食堂及び機能訓練室の合計面積 80.62㎡
（基準上必要な面積 3㎡×利用定員）
- 8 従業者
 - 管理者 1人（常勤兼務1人）
 - 生活相談員 2人（常勤兼務2人）
 - 介護職員 2人（常勤兼務1人 非常勤専従1人）
 - 機能訓練指導員 1人（常勤専従1人）
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 事業者の経歴 関西を中心にドラッグストアを50年運営している法人。介護保険事業については全国に地域密着型通所介護を30、通所介護を4、居宅介護支援を2事業運営している。茨木市では介護保険事業運営は初である。

参考 地域密着型通所介護設備基準

- ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えなければならない。
- ・食堂及び機能訓練室：合計した面積が3㎡×利用定員以上

指定地域密着型サービスの指定について

(地域密着型通所介護事業者の指定申請)

名称		ミック健康の森 茨木	
		地域密着型通所介護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		・要介護状態となっても、その利用者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。	○
人員基準	管理者	・事業所ごとに専ら職務に従事する常勤の管理者を配置 ※事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務との従事、又は他の事業所、施設等の職務に従事することが可	○
	従業者	・生活相談員：単位の数にかかわらずサービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上	○
		〈利用定員が10人を超える場合〉 ・看護職員：単位ごとに、そのサービスの提供に当たる者が1以上。 ※サービス提供時間帯を通じて事業所と密接かつ適切な連携が図れば、提供時間帯を通じて専従する必要はない。 ・介護職員：単位ごとに、サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者数るが15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上	—
		〈利用定員が10人以下の場合〉 ・看護職員又は介護職員：単位ごとに、サービスを提供している時間帯に看護職員又介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上	○
		・機能訓練指導員：1以上 ※日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。当該事業所の他の職務に従事することが可	○
		・生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること	○
設備基準	共通基準	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象	○
	個別基準	・食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室を有するほか、サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ※食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計面積は利用定員×3㎡以上とする。 ※食事の提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては同一の場所で可	○
		・設備は専ら事業の用に供するものでなければならない。	○
運営基準	共通基準	・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	○

注：○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

ミック健康の森 茨木 指定地域密着型通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、下記事業者(1)が設置する下記事業所(2)において行う指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」という。)は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (1)事業者: 株式会社 mik japan
(2)事業所: ミック健康の森 茨木

(運営の方針)

第2条 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

2 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。

4 サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 前6項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月10日茨木市条例第46号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称: ミック健康の森 茨木
(2)所在地: 大阪府茨木市沢良宜西1丁目18番3号 サンハート南茨木Ⅲ 1階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

(2)地域密着型通所介護従業者(※下記のア～ウのうち1名以上は常勤とする)

ア 生活相談員	1 名 (常勤 1 名、非常勤 0 名)	うち1名管理者と兼務
イ 看護職員	0 名 (常勤 0 名、非常勤 0 名)	
ウ 介護職員	2 名 (常勤 0 名、非常勤 2 名)	
エ 機能訓練指導員	1 名 (常勤 1 名、非常勤 0 名)	

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従事者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行う。

介護職員は、地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

看護職員は、健康管理の他、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の機能訓練、指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日まで(祝日含む)とする。
(2)年間の休日 12月29日から1月3日
(3)営業時間 8:30～17:30
(4)サービス提供時間 1単位目:09:15～12:20、2単位目:13:15～16:20

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、10名とする。

1単位目： 10 名 2単位目： 10 名

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1)生活指導(相談、援助等)
- (2)機能訓練
- (3)健康チェック
- (4)送迎

(利用料等)

第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者に応じた額[介護保険負担割合証の負担割合額(1割、2割または3割)]の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該告示上の額の支払いを受けるものとする。

3 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は以下のとおりとする。

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1kmを超えるごとに100円とする。

4 カフェ代については、利用者の希望に応じて提供した場合は、200円を徴収する。

5 おむつ代については、1枚150円。パッド代については、1枚100円を徴収する。

6 その他、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7 前3～6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8 事業の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

10 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

茨木市

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するために、感染対策委員会を設置し、おおむね6月に1回以上の委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

4 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

5 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切な事業の提供を行えるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数： 年2回

(苦情処理)

第15条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村からの質問若しくは照会に応じ、市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(身体拘束排除に関する事項)

第17条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)虐待防止のための指針を整備
- (4)虐待防止に関して措置を適切に実施するための担当者を設置

虐待防止担当者:ミック健康の森 茨木 管理者 前田 貴行

本部担当窓口:株式会社mik japan ケアサービス事業本部 中尾 勇人

- (5)その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、事業提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市区町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上(管轄の市区町村の条例による)開催する。

4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(利用者の意見等を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

第20条 利用者アンケート調査、意見箱等の利用者の意見等を把握する取組の状況について公表する。

実施状況等については、重要事項説明書へ記載する。

(事業継続計画の策定に関する事項)

第21条 事業所は、非常災害や感染症の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画として、事業継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(就業環境の確保)

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 従業者の相談窓口を周知するとともに、適切に対応することのできるよう相談窓口担当を設置

ハラスメント相談窓口:株式会社mik japan 管理本部 総務課

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修： 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修： 月1回

2 介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講するための措置を講じる。

3 事業者は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、事業に関する記録を整備し、当該事業完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

<附 則>

この規程は、令和7年8月1日から施行する。

日常生活圏域



